

令和 5 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 5 年 9 月 5 日

担当部・課：復興企画部 SDG s 移住定住推進課〔内線 4 2 2 3〕

<b>① 件 名</b>	
石巻市移住支援金に係る申請要件の見直しについて	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b>          国は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対応するため、地方における起業、U I J ターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を地方創生推進交付金により支援しており、本市においては、平成 3 1 年 3 月に宮城県及び県内全市町村の連名で本取組に係る地域再生計画（移住支援・マッチング支援・起業支援計画）について内閣総理大臣の認定を受け当該事業を実施している。</p> <p>今般、国において、支援対象者が申請時に満たすべき要件として定めている転入後及び就業後の期間に関する取扱いを変更したことに伴い、県の実施要領についても同一内容の一部改正された。</p> <p><b>【目的】</b>          上記の変更に伴い、本市においても同様に要件を見直すもの。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b>          地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）          地域再生法施行令（平成 1 7 年政令第 1 5 1 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          第 2 編 総合計画基本計画              第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち                  第 2 節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進                      1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る          第 4 編 地方創生の取組              第 1 章 人口戦略の推進                  対応方針 2 絆を大切にし人が集まるまちをつくる                      施策 1 地方移住・移転の推進を図る</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 2 7 年 1 2 月	石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）策定
平成 2 8 年 1 2 月	総合戦略一部改訂（K P I の見直し等）
平成 3 1 年 3 月	地域再生計画認定
令和 元年 1 2 月	総合戦略一部改訂（令和 2 年度まで 1 年間延長）
令和 2 年 8 月	地域再生計画変更認定（K P I の内訳変更）
令和 3 年 2 月	総合戦略一部改訂（令和 3 年度まで 1 年間延長）
	3 月 地域再生計画変更認定（対象要件の拡充）
	9 月 第二次総合計画策定（第二次総合戦略と人口戦略を一体的に策定）
令和 4 年 3 月	地域再生計画変更認定（加算金の追加）
令和 5 年 3 月	地域再生計画変更認定（子育て世帯の加算額増加）
	6 月 国からの事務連絡（支援対象者の申請期間の取扱い変更）
	県実施要領の一部改正（支援対象者の申請期間の変更）

⑤ 主な内容
<p>石巻市移住支援金交付要綱における申請時に満たすべき要件の見直し</p> <p>現行 移住支援金の申請時において、<u>転入後3か月以上1年以内</u>であること</p> <p>改正後 移住支援金の申請時において、<u>転入後1年以内</u>であること</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>支援対象者が申請時に満たすべき要件に定めている3か月の期間を撤廃することで、移住に伴う経済的な負担を早期に軽減することができる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>県内他の市町村においても同様の改正を予定している。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和5年8月 石巻市移住支援金交付要綱の一部改正（令和5年9月1日施行）</p>
⑨ その他